



2011年11月15日

各 位

東京都品川区南大井六丁目25番3号
日本通信株式会社
代表取締役社長 三田 聖二
(コード番号: 9424)
問合せ先 代表取締役専務 CFO 福田 尚久
電話 03-5767-9100 (代表)

勝訴判決に対する控訴のお知らせ

当社は、2011年10月14日に「勝訴判決に関するお知らせ」で開示した第一審判決について、2011年11月14日に控訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴の提起があった裁判所および年月日
 - (1) 裁判所：東京高等裁判所
 - (2) 控訴の提起日：2011年10月26日
2. 控訴を提起した者
 - (1) 名称：加賀ハイテック株式会社 代表取締役 中川 良博
 - (2) 所在地：東京都千代田区外神田三丁目12番8号
3. 訴訟の原因
当社は、2008年7月31日に加賀ハイテック株式会社と商品売買基本契約（代理店契約）を締結し、当社商品を同社に販売しましたが、同社は2009年6月3日に本件訴訟を提起し、当該商品の残在庫について売買契約の解除または返品特約に基づく買受代金相当額（金3億6,319万3,740円）の返還を請求していました。
当社が同社と締結した商品売買基本契約（代理店契約）には、同社による在庫返品を可能とする条件はありませんが、同社は、本件訴訟において、自社の営業努力で販売できない在庫の返品を当社に要求しているものです。
4. 第一審の判決内容および控訴されるに至った経緯
本件訴訟については、2011年10月14日に東京地方裁判所において原告（加賀ハイテック株式会社）の請求を棄却する旨の判決がありましたが、同社は当該判決を不服として2011年10月26日に控訴を提起しました。
5. 控訴の内容
原判決の取消しを求めています。控訴理由はまだ明らかにされておりません。当社は控訴審においても全面的に争っていく所存です。

6. 当社の業績に及ぼす影響

本件訴訟が当社の業績に及ぼす影響は現時点では明らかではありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

7. 当社の今後の対策

当社は、控訴審において、同社の主張には理由がないものとして、引き続き当社の正当性を主張してまいります。さらに、今後の相手方の主張を踏まえた上、法的な手段も含めてあらゆる手段を排除せず、断固たる措置をとることも検討してまいります。本件訴訟については、単に相手方の主張を退けるだけではなく、積極的に株主の立場を守ることが当社の責任であるためです。

以上

■日本通信について

1996年5月24日、日本通信は新たなモバイルサービス事業のあり方を提示するため生まれました。それから13年の歳月を経て、2009年3月、NTTドコモとの相互接続により「MSO事業モデル」を完成させ、それから2年弱でこのモデルの収益性を実証しました。ネットワークを効率的に運用する当社独自の先端技術やリアルタイムの認証技術などによって、ユニークな通信サービスをつくりだし、自社**b-mobile**ブランド製品をお客様に提供するMVNO事業、及びメーカーやインテグレータ他のパートナー企業に提供するMVNE事業を展開しています。

MSO=Mobile Service Operator